明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後

（一般継目なし容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の外観検査）

第三条　一般継目なし容器（半導体製造用継目なし容器を除く。第五条において同じ。）及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一～五　［略］

（一般継目なし容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の耐圧試験）

第五条　一般継目なし容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の耐圧試験は、次の各号に従って行うものとする。

一～三　［略］

（半導体製造用継目なし容器の外観検査等）

第五条の二　規則第二十六条第一項の半導体製造用継目なし容器（以下単に「半導体製造用継目なし容器」という。）の外観検査、書類検査及び超音波探傷試験は、日本非破壊検査協会規格NDIS2430（2017）半導体製造用高圧ガス容器の超音波探傷試験による再検査方法に従って行うものとする。

（一般複合容器の外観検査）

第十五条　一般複合容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一　容器は、内外面のさび等の付着物を除去した後、次に定めるところにより外部検査を行い、そのいずれにも合格すること。この場合において、除去できない異物があるときは不合格とする。

イ～ハ　［略］

ニ　一般複合容器（液化石油ガス用一般複合容器を除く。）にあっては、繊維強化プラスチックの外部切り傷等については、次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。

(イ)　繊維強化プラスチック部分に切り傷等がないこと、又は繊維強化プラスチック部分に刻印等において示された許容傷深さの値以下の切り傷等がある場合において繊維が露出していないこと。ただし、繊維強化プラスチック部分に刻印等において示された許容傷深さの値以下の切り傷等があり、かつ、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。

(ロ)　［略］

ホ　［略］

二・三　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十二条　［略］

2　規則第二十六条第四項第三号及び同条第五項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

（一般附属品の外観検査）

第二十四条　附属品（半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］

改正前

（アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器及び一般継目なし容器の外観検査）

第三条　アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器及び一般継目なし容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一～五　［略］

（アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器及び一般継目なし容器の耐圧試験）

第五条　アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器及び一般継目なし容器の耐圧試験は、次の各号に従って行うものとする。

一～三　［略］

［新設］

（一般複合容器の外観検査）

第十五条　一般複合容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一　容器は、内外面のさび等の付着物を除去した後、次のイからニまでに定めるところにより外部検査及び内部検査を行い、そのいずれにも合格すること。この場合において、除去できない異物があるときは不合格とする。

イ～ハ　［略］

ニ　一般複合容器（液化石油ガス用一般複合容器を除く。）にあっては、繊維強化プラスチックの外部切り傷等については、次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。

(イ)　繊維強化プラスチック部分に切り傷等がないこと。ただし、刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下の切り傷等であって、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。

(ロ)　［略］

ホ　［略］

二・三　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十二条　［略］

2　規則第二十六条第三項第三号及び同条第四項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

（一般附属品の外観検査）

第二十四条　附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

一・二　［略］